

福島市立吉井田小学校 いじめ防止基本方針

1 ねらい

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、福島市いじめ防止基本方針に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものである。

いじめ根絶に向け、全教職員が共通理解・共通実践するとともに、学校や家庭、地域、関係機関が一層の連携を深めながら具体的かつ実効ある対応ができるようにすることを期し、いじめ防止に関する基本理念や基本方針、さらにはそれらを踏まえた具体的な対応策を示す。

2 いじめに対する基本理念

- 「いじめは現に起きている」との基本認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、児童の観察、指導にあたる。
- いじめは「人間として絶対に許されない」との意識を児童に認識させ、放置することがないよう、いじめの児童等に心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深め、他者を思いやり、大切に作る気持ちを育てる。
- いじめが確認された場合は、「いじめられている児童を最後まで守り抜く」との信念のもと、学校が徹底して守り通す姿勢を示すとともに具体的に対応する。

3 取組の基本姿勢

「いじめは現に起きている」との基本認識をもち、早期発見、完全解決に向け、学校の総力をあげて取り組む。解決に当たっては、積極的に保護者や地域住民、関係機関等と連携を図るようになる。

いじめの定義

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断にあたっては、以下を踏まえることが大切である。

- ① いじめの認知にあたっては、いじめの被害児童の立場に立つこと。
- ② いじめの被害児童本人が、被害に遭っていることを否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているかどうか。」を慎重に見定めること。
- ③ いじめを認知するにあたっては、学級担任等の特定の教職員のみではなく、学校全体で組織的に判断すること。
- ④ SNS上における悪口など、いじめの対象となっている児童本人が気付いていない（心身の苦痛を感じるに至っていない）ケースも想定されているので、適切な対応に努めること。
- ⑤ いじめの事実を隠蔽するような対応は許されないこと。
- ⑥ いじめは、すべての児童が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得ること。また、被害者と加害者が短期間で入れ替わることがあるので、注意が必要なこと。

- ⑦ いじめは、児童が所属する学級や部活動といった閉鎖性等を伴う環境で発生しやすいこと。
- ⑧ ⑦に伴い、学校は「観衆」として囃し立てたり、面白がったりする存在や周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うなど、いじめを生まない学校の風土づくりが必要なこと。

4 いじめ根絶に向けた基本方針

- (1) 心の居場所としての学級経営の充実を図る。
- ・ 教師と児童、児童同士の信頼関係の構築（居場所づくり）
 - ・ 児童一人一人の個性やよさが発揮される望ましい集団づくり（絆づくり）
- (2) いじめに対する迅速かつ毅然とした対応を行う。
- ・ いじめはいじめる側に問題があるとの強い共通認識、共通実践
 - ・ 家庭・地域・関係諸団体等との連携強化
- (3) 安全・安心を支える相談体制の充実を図る。
- ・ 日常の児童観察、教育相談の充実
 - ・ 家庭との連携強化（家庭生活の把握）と相談機能の充実（スクールカウンセラー〔SC〕、ハートサポート相談員〔HS〕、スクールソーシャルワーカー〔SSW〕の活用）

◇ 具体的な対応

1 いじめの防止等対策のための組織体制（重大事態も含む）

- (1) 「校内いじめ対策委員会」の設置
- いじめの未然防止やいじめ問題発生時の対応に当たる「校内いじめ対策委員会」を設置する。
- ・ 構成員：〔校内〕校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動担当、SC、その他校長が必要と認める者
〔校外〕PTA 正副会長、学校評議員（必要に応じ招集）
 - ・ 任 務：〔いじめ発生時〕いじめ事案の具体的な内容や背景の調査、把握と具体的な対応策の検討、対応
〔平常時〕いじめの未然防止に向けた協議、研修、実践
- (2) 教職員の協力体制の強化
- ・ いじめ根絶に向けた基本姿勢や方針の共通理解
 - ・ 互いに相談したり教え合ったりするなど気楽に話し合える風通しのよい環境醸成
- (3) いじめ根絶に向けた年間指導計画の整備
- ・ 生徒指導全体計画に位置付けられている「いじめ問題」への対応規定の見直しと拡充
 - ・ 教職員の研修や実態把握のための諸調査、教育相談の強化、家庭・地域との連携等を位置付けた総合的な対策計画の策定
 - ・ ネットいじめ等を防止する観点から、年一回、講師を招いての「情報モラル講習会」を計画、開催する。
- (4) 重大事態への対応
- ・ いじめ重大事態が発生した場合、7日以内に市教育委員会を通じ、市長へ報告する。
 - ・ 重大事態の調査を学校主体の調査で行うよう指示があった場合、学校は校内いじめ対策委員会に適切な外部人材を加えて調査を行い、調査報告書を作成する。
- ※ 重大事態への対応フロー図（別紙2）参照
- ※ 原則、不登校重大事態は、学校が調査主体となる。

2 いじめの未然防止と早期発見のための手立て

- (1) 教育活動における心の教育の充実
- ① 各教科・総合的な学習の時間の指導において

- ア 努力した点を認め合い、励まし合う心を育てる
- イ 個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。
 - ・ 「分かる」「できる」「楽しい」授業の創造
 - ・ 補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の工夫
- ウ 豊かな人間性・社会性を育む体験活動を充実する。
 - ・ 自然体験，社会体験，地域に学ぶ体験，異年齢集団・地域の方々との交流体験
- エ 情報モラルに関する指導の充実

② 「道徳科」の指導において

- ア 実践活動を通して，日常生活における基本的行動様式を身に付け，節度ある行動がとれるようにする。
- イ 周囲の友達や資料中の人間の生き方や考え方に共感できるようにする。
- ウ 教師も共感的態度で節し，価値追究ができるようにする。
- エ 考えたことや感じたことを率直に話し合える雰囲気をつくり，相互に理解を深めさせる。
- オ 集団生活の中で共感意識を育て，集団のために奉仕しようとする態度を育てる。

③ 特別活動の指導において

- ア 教師と子どもの人間的なふれあいの中で，励ます・援助する・称賛することを重視する。
- イ 児童の意欲と自主性を引き出し，自己決定・自己抑制・自己指導ができるように導く。
- ウ 自発性・自主性・問題解決力・想像力などを育てる。
- エ 児童が適切な援助希求行動（ＳＯＳ）ができる指導と友達のＳＯＳに気付くことができる「親和的な集団」を育成する。

④ 外国語活動の指導において

- ア 日本及び外国の文化や生活を学ぶ中で，人間の多様性に気付き，それを尊重する意識や態度を養う。
- イ 外国にルーツをもつ児童との違いを乗り越える人権意識・感覚を育む。

(2) 児童理解と観察

- 朝の会や帰りの会において，いつもと様子の違ったり，ふさぎ込んだりしている児童がいかなどに気を付けて観察する。
- 児童の表情・態度に気になる点がある場合，必要に応じて個別によく話を聞き，教育相談を実施する。
- 休み時間や放課後に一人でいたり，グループでの活動をいやがったりする児童がいかなど，孤立しがちな児童をよく観察する。
- 児童理解のための観察や，課題解決に向けた教育相談の実施に当たっては，学校配置のスクールカウンセラーやハートサポート相談員を積極的に活用する。
- 子どものサインを見逃さないために，本校におけるチェック事項を設定し，情報把握に努める。※ チェックシート（別紙3）参照

(3) 学校生活に関する（いじめや友人関係など）アンケートと個人面談の実施

- 学校生活アンケートを毎学期実施し，児童の思いや悩みを速やかに確認することで，いじめの早期発見・早期対応に努める。なお，アンケートの内容については，ダブルチェックにより確認する。
- 児童との定期教育相談は，毎学期実施する。その他，気になる児童がいる場合は，その都度，担任等により適宜実施する。

(4) 全職員での情報交換

- 毎月の職員会議において，情報交換を行う。また，年4回開催する「校内生徒指導協議会」において情報交換や事例研究を行う。

3 いじめが発見された場合の対応（学校のいじめ問題対応フロー図（別紙1）参照）

（1）いじめ発見時の対応

- いじめの訴えを受けた、いじめの事案を耳にした、または、いじめを発見した職員は、速やかに生徒指導主事及び管理職に報告する。
- 生徒指導主事は、「校内いじめ対策委員会」所属職員に連絡するとともに、校長から今後の対応について指示を受ける。

（2）「校内いじめ対策委員会」の開催と協議

- 「校内いじめ対策委員会」を開催し、次のことについて確認、協議する。
 - ① いじめの訴え発見の内容の確認と整理
 - ② 今後の組織的対応のための具体的な支援案、被害者のニーズ確認
 - ③ 役割や分担

（3）実態把握・解消に向けた対応

- 「校内いじめ対策委員会」は、いじめの事実を確認したところでいじめを認知し、校長、教頭、生徒指導主事を中心に、各担当分掌に基づき、組織的に対応する。

（4）保護者及び関係機関との連携

- 市教育委員会・総合教育センター等との連絡・相談を密にするとともに、細やかな配慮のもと当該児童及び保護者への対応を遺漏なく進める。
- 必要に応じ、保護者会等を開催し、状況や今後の対応について周知する。

（5）事後の支援

- 被害児童についても加害児童についても、指導以降の様子や人間関係の状態を継続して観察し、いじめが解消し望ましい環境が維持されているかを確認する。（少なくとも3か月を目安とする。）

◇ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは・・・

パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、通信機能（SNS等）をもつゲーム機等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板等へ書き込んだりメールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

2 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導・管理が不可欠であるため、保護者との連携を密にし、協力し合いながら指導を行う。

（1）情報モラル指導

インターネットの特殊性を踏まえて・・・

- 発信した情報は、不特定多数の世界中の人々にすぐに伝わる。
- 匿名にしても、書き込みしたものは特定できる。
- 有害情報や違法情報も含まれている。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルや被害者を自殺に追い込んだり障害等の事件に発展したりする場合がある。

（2）家庭における留意点

- パソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは保護者の責任である。
- 携帯電話を持たせる必要性について十分に検討する。与える場合は、フィルタリングをかける等手立てを講じる。
- スマートフォンは、知らない間に個人情報流出することがあるという特有のトラブルが発生していることを認識する。
- ネット上のいじめは、深刻な影響を与えていることを認識する。

3 早期発見・早期対応のために

書き込みや画像の削除，チェーンメールへの対応等，具体的な対応方法を児童，保護者に指導する。

(1) 書き込みや画像の削除に向けた指導のポイント

- 被害拡大を防ぐためにも専門機関へ相談し，迅速に削除すること
- 誹謗中傷を書き込むことは，「いじめ」に当たり，決して許される行為ではないこと
- 書き込みは匿名でできるが，書き込みを行った個人は必ず特定されること
- 書き込みが悪質な場合は，犯罪となり警察に検挙されること

(2) チェーンメールへの対応に向けた指導のポイント

- チェーンメールの内容は，架空のものであり，転送しないことで不幸になったり危害を加えられたりすることはないこと
- 受け取った人は，迷惑し，友人関係を損ねることもあるため，絶対に転送しない。内容によっては，ネットいじめに当たる。

(3) SNS・ラインでの通信トラブルに向けた指導のポイント

- SNS（ライン・フェイスブック等）に悪口などを絶対に書き込まない。
- 書き込み内容を全て信じるのではなく，大切な内容は実際に話して内容を確認させる。
- 家庭内で，使用上の約束をしっかり決めて，守らせる。